

Q 認知症の母 兄が財産使い込みか

認知症を患っている高齢の母がいます。同居する兄が母の面倒を見ていますが、母の認知症が進んだことからお金の管理が難しくなり、兄が母のお金を管理するようになりました。しかし最近、兄の金遣いが派手になり、母のお金を使い込んでいる疑いがあります。このまま放置したら母の財産がなくなってしまうかもしれません。何かよい方法はないでしょうか。

**法律
相談室**

審判申し立て後見人を

選任してもらうことができます。後見開始の審判の申し立ては本人のほか、配偶者や4親等内の親族も可能です。成年後見人には本人の親族が選任されることもありますが、法律的な問題を抱えている事案や、親族間で対立がある事案などでは、弁護士などの専門職が

管理を行い、契約などの法律行為を行うことになりま。また、成年後見人の同意なく本人が不利益な契約をしてしまった際に、後から契約を取り消すことができようになりますので、悪徳商法などの被害から本人を守ることもつながりあります。成年後見が開

始されると、その事実が（回答II大平俊一弁護士）

認知症や精神的な疾患などの影響で判断能力がない方が、自ら弁護士を頼むなどして権利を守ることは非常に困難です。ご相談の場合のように、判断能力がなく自ら財産管理をすることが困難な方については、家庭裁判所に後見開始の審判を申し立て、成年後見人を

後見人に選任されることでもあります。専門職の成年後見人の報酬は裁判所が定めますが、目安は月額2万円とされています。もともと、本人の財産が多額な場合はこれより高くなる場合もあります。

選任された成年後見人は、本人に代わっての財産管理を行います。勝手にお金を使われてしま

法務局の後見登記ファイルに記載されますが、戸籍に記載されることはありません。ご相談の事例では、お母さんに成年後見人が選任された場合、成年後見人が預貯金などを管理することになり、お兄さんに

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律のお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」